

第三者評価結果の公表事項(自立援助ホーム)

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

SK2024159 SK2025093

③事業所の情報

名称：自立援助ホームつばめ	種別：自立援助ホーム
代表者氏名：坂田正輝	定員（利用人数）：6名
所在地：福岡県久留米市国分町 1103-1	
TEL：080-4718-9366	ホームページ：https://jidosystem.net
【施設の概要】	
開設年月日 2022年9月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社じどう	
職員数	常勤職員：4名 非常勤職員：1名
有資格 職員数	（資格の名称） 名
	小学校教員第1種免許 1
	公認心理士 1
施設・設備の 概要	（居室数）6室
	（設備等）
	リビング 個室6室
	浴室
	事務室・宿直室

④理念・基本方針

理念

3つの「じどう」を大切にするサービスを提供します。

- ①「児童」子どもの最善の利益を大切にします。
- ②「慈道」慈しむ気持ちを大切にします。
- ③「自働」人のために自ら働くことを大切にします。

私たちは上記理念を基に、児童や障がいを持つ方々の生活環境を整えることを目的とした事業を展開し続けて参ります。

基本方針

- ① 利用者の最善の利益を考え、ありのままの姿を受け止め、専門性をもった根拠ある支援をします。
 - ・個々の育ち（ライフストーリー）を把握し、丁寧にアセスメントを深め、利用者と「自立支援計画」を作成します。そして「自立支援計画」に基づいた個別ケアを実施します。
 - ・発達障がい・愛着障がい・トラウマ等を踏まえて、多角的に深く利用者の理解に努め、利用者自身が大切な存在であることを実感する支援をおこないます。
 - ・積極的に他機関と連携し、各関係機関の専門性を活かします。
- ② 退居後の支援も充実します。
 - ・退去後も変わらず、職員と気軽に連絡をとることができる関係の構築を目指します。
- ③ 地域福祉に多機能に貢献をします。
 - ・要保護児童対策地域協議会への参加や子育て短期支援事業を実施し、虐待防止に努めます。
- ④ 権利侵害の防止に努めます。
 - ・管理的養育はしません。利用者の意見を尊重した意思決定支援をします。
 - ・身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待等の被措置児童虐待にあたる「不適切な養育」をしません。
 - ・プライバシーを尊重し、個人情報の保護に努めます。

- ⑤ 常に自己研鑽に励みます。
- ・出来ない理由を考えるのではなく、どうしたら出来るのか、前向きに考えます。
 - ・積極的に内部研修だけでなく、外部研修に参加します。
 - ・子どもの権利を大事にします。
 - ・子どもの主体性を大事にします。

⑤ 事業所の特徴的な取組

- 様々な事情で利用料の支払いが難しい利用者への配慮がされています。利用者の生活支援として利用料の徴収を免除しています。
- 法人では全国に30か所の援助ホームがあり、広域で各ホームと連携した運営指針を確立しています。各ホーム長との理念に基づく経営と運営が行われています。
 - 1 社会的要請に応えて、緊急時の高年齢児童の一時保護体制を構築しています。
 - 2 職員確保と人材育成の取り組みでは、関係者との協力を得て、人材確保を図っています。
 - 3 児童の権利擁護への取り組みとして、本事業の中心となる利用者の権利擁護と信頼関係構築を職員と共に進めています。
 - 4 社会的養護に長年携わってきた経験豊富なホーム長がいて、適宜、職員や利用者からの相談を受けて、応えています。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和7年1月8日（契約日）～ 令和7年9月5日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	なし

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1 理念・基本方針の活用について

- ホームページには「運営理念」が示され理念や基本方針は職員に対して、毎月の職員会議で輪読や唱和等がされています。
- 日常のできごとや具体的な事例などを参考として、支援内容の点検と検討がされています。権利擁護などで職員への理念の理解度について、適時、ホーム長による確認がされています。職員はチェックリスト等で確認しています。

2 利用者支援について

- 日頃から利用者とのコミュニケーションを重視し信頼関係を構築する取組を行っています。利用者の個々の個性を尊重し、子どもと関わる時間を作り信頼関係構築に努めています。利用者に様々な生活経験の機会をつくり、それらを通して自立できる支援を行っています。
- 利用者の退去時にはアフターケア計画を作成し、退居後も誕生日にプレゼントを送るなど定期的に連絡を取り、退居後も支援する仕組みを構築されています。

3 福祉サービスの質の向上への取り組み

- 福祉サービスの質の向上について具体的困難事例での利用者支援を進めるため、心理的支援を行っています。協力機関である児童養護施設の心理職の協力を得て、定期的にケース検討会議を行っています。また、職員支援として外部大学教員によるスーパーバイズ体制を築いています。

4 主体性、自立性を尊重した利用者支援について

- 利用者が主体性を持って自らの生活を営んでいくため、基本的には本人と話し合っています。本人の意思確認をし、答えがないときにはステップ式で具体例を伝えていくようにしています。
- 利用者へは「悩んだり抱えこんだりするのが苦手な人や、苦しんでいる人も多々みられる」などを説明し、利用者自身が自らの生活を主体的に考え、実際に実行できるよう課題解決に向けて働きかけています。

◇改善を求められる点

1 利用者や職員に関する法令の周知について

- 職場環境の改善として、R7 年 4 月「育児介護休業法改正」での子の看護等休暇制度への法改正が現在の就業規則に反映していませんので、取組を期待します。
- 職員構成や法令改正に合わせて、内容を職員に周知され、職員が働きやすい職場作りをされることを期待します。

2 利用者の権利擁護等について

- 規定やマニュアル類の文書化、明文化への取組が望まれ、充足と整備が求められます。
- 職員に体罰などの禁止が就業規則で示されています。就業規則で違反した場合の懲戒を明確に示すことを期待します。
- 職員へ理解の促進を図るため、職員研修や具体的な事例検討の機会を設けるなどの取組が期待されます。

3 個人情報保護規定 利用者の個人情報保護について

- 利用者の個人情報保護規定を早急に策定し、個人情報保護と情報開示の 2 つの観点から管理体制を整備することが求められます。
- 個人情報保護規定が策定された後は、職員に対して理解と遵守を推進し、利用者に対しては改めて個人情報の取扱についての説明が期待されます。

4 業務継続計画（BCP）について

- 児童福祉施設等では業務継続計画（BCP）を策定し、職員に対し周知することが求められます。必要な研修及び訓練を定期的の実施し、定期的に業務継続計画の見直しを期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は、丁寧に当ホームの運営に関して御評価いただき感謝しております。今般頂きました貴重なご意見や改善点などを真摯に受け止め、更なる利用者の最善の利益を保証していくホーム運営につながっていきますように、スタッフ一同取り組んで参ります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（自立援助ホーム）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－１－（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－１－（１）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
＜コメント＞ ○ホームページには「運営理念」が示され、理念や基本方針は毎月の職員会議で輪読や唱和等がされています。内容は適時、ホーム長による確認がされています。 ○日常のできごとや具体的な事例などを参考として、支援内容の検討がされています。 ○権利擁護などで職員への理念の理解度について、職員チェックリスト等で確認しています。		

Ⅰ－２ 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－２－（１）経営環境の変化等に対応している。		
②	Ⅰ－２－（１）－① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
＜コメント＞ ○ホーム長が九州エリア長を兼務し、事業経営について法人関係者と定期的に協議・検討を行っています。 ○福岡県の子ども計画などを参考として事業所の状況を把握しています。毎週木曜に定期的に法人の九州エリア会議を行い、担当領域の福祉事業の動向について、各ホーム長と協議が行われています。 ○児童福祉での一時保護の新しいニーズや地域における福祉的ニーズに配慮した経営課題に取り組まれることを期待します。		
③	Ⅰ－２－（１）－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
＜コメント＞ ○ホーム長は九州エリアの事業運営も考える立場にあり、組織体制や設備、職員育成の方向性を他のホーム長と検討しています。 ○法人で経営改革プロジェクトが発足しており、事業運営と経営改善について定期的な検討がされています。 ○経営課題の改善や職員の待遇の改善など職員と共に検討し、職員の定着と安定のために賞与など賃金体系の向上についても検討が期待されます。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> ○福祉事業では国基準に合わせて、「中・長期計画」で「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」策定が求められます。 ○「中・長期」では3～5年程度先の目標設定と具体的な数値が求められます。当法人として経営改革のプロジェクトが始められていますので、それに連動して個別の自立援助ホームでも、地域特性に合わせた中・長期計画、財務計画を立てることが求められます。 ○特に中・長期計画の中では支援体制や人材確保など具体的な数値目標等の明示が望まれます。数値を入れた目標設定が求められます。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> ○現在の中・長期計画は達成目標とする数値設定の記載がありません。単年度計画では中・長期計画の連動と関係性が求められます。利用者支援や地域連携など、数年後の目標と単年度計画の達成度などについて比較できる内容が求められます。 ○利用者の就学・就労支援について単年度計画では目標に向けた支援が行われています。それぞれ利用者の希望に応じた進学と就労に対して支援がされています。 ○利用者への生活支援会議は毎月第2金曜日に開催され、ハローワークなど関係機関とも連携しています。今後も自立支援計画にそった取組を期待します。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> ○児童養護施設のような体系的な事業計画は完成されていませんが、利用者の生活支援や就労支援などに向けた取組、事業計画作成の取組を進めています。 ○職員とは利用者の就学や就労など自立に向けて、本年度に重点事業としたい内容を話していますが、文書での事業計画への掲載がありませんでした。事業計画作成では職員の参画と周知を期待します。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> ○事業計画作成には利用者と職員の参加が求められます。作成後は事業計画を職員や利用者に説明することを期待します。 ○行事では利用者の誕生会やクリスマス会、子どもの日のイベントが行われ、利用者の期待に応えています。 ○事業計画と行事について利用者と職員の意見や希望をもとに作成、周知されることを期待します。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> ○生活に関して利用者意見である「食に関する利用者アンケート」などを定期的にとり、福祉サービス質の向上を図っています。 ○ホーム長は職員のセルフチェック表などを分析してサービスや職員の質のレベルを把握しています。 ○年1回の自己評価を組織的に取り組まれることを期待します。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント> ○法人は利用者の支援の質の向上について、取組を始めた段階で、職員も各課題について検討を始めた段階です。 ○法人全体では30箇所のホームがあり、それぞれ分析が行われており、本ホームでもホーム長を中心に経営課題の分析を始めています。 ○今後は分析の結果と評価結果をもとに職員参画型での質の向上への取組が期待されます。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> ○ホーム長は自立援助ホームつばめと法人のエリア長も兼ねており、複数事業所の運営や規程作成にも関わっています。役割について職員会議などで伝えています。 ○ホーム長の不在時の権限委任の文書化が必要です。運営規定やマニュアルを整備する中で、不在時の権限委任などの明記が求められます。 ○災害時における体制整備としての権限委任及び、事業継続計画（BCP）の作成と検討を期待します。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> ○職場環境の改善として、R7年4月「育児介護休業法改正」での子の看護等休暇制度への法改正が現在の就業規則に反映していませんので、改正と職員周知を期待します。 ○両立支援について職員構成や法令改正の時期に合わせて、内容を職員に周知され、職員が働きやすい職場作りをされることを期待します。		

Ⅱ－１－（２）管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ○困難事例での利用者支援を進めるためにケース検討会を定期的に行っており、職員研修なども行っています。 ○利用者や職員支援のために必要な心理的支援について、協力機関である児童養護施設の心理職の協力を定期的に得ています。 ○利用者支援を行うために外部大学教員等によるスーパーバイズ体制を築いています。 ○権利擁護を目的として、苦情解決の第三者委員を配置し、内容を職員と検討できる体制を築いています。		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○法人全体では自立援助ホームの運営を対象とした経営改善プロジェクトが行われています。 ○ホーム長は事業の将来性や経営資源の活用を考えて、職員育成等について、法人で検討しています。 ○今後は職員意見や利用者の要望を組み入れた経営改善と計画・実績を文書で残されることを期待します。		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> ○福祉人材の確保は予算規模などで小規模なホームでは容易ではありません。人員体制など具体的な計画が作成しにくいところがありますが、関係機関との相談などを行い、必要な対応をしています。採用にあたって職業サービス機関などを利用しています。 ○優れた取り組みとして心理職を配置していますが、その活用と職員連携が今後の課題です。適切な運用を期待します。		
15	Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> ○自立援助ホーム開設後、数年です。総合的な人事管理について、職員５～６名の小規模体制ですが、ホーム長は経験を活かして利用者支援と共に職員育成にも取り組んでいます。 ○今後の人事基準や研修計画など、職員育成に向けた取組が期待されます。現在は法人やブロック単位で検討をしています。 ○本援助ホームではこれまで離職もなく、労働条件と職場環境としては安定した職場環境と考えられます。自立援助ホームの理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」についての会議や研修の記録保存を期待します。		
Ⅱ－２－（２）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<コメント> ○事業所は小規模体制で、24時間配置の状況のため、職員の時間外勤務の増加が課題となっています。 ○職員の休暇の増加を図っています。本年度は勤務時間配分の軽減が図られています。職員の育成計画作成や人事基準作成などはこれからの課題となっています。		

Ⅱ－２－（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント> ○ホーム長は職務評価シートなどを使い、定期的に職員と個別面談を行っています。 ○ホーム長は職員一人ひとりの要望や希望を聞き、中間面接で目標や計画の進捗状況を把握しています。 ○職員の質の向上への取組はこれからの課題と考えています。職員の協力と共に今後の取組に期待します。		
18	Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> ○事業所の基本方針の中に期待する職員像などが示されています。 ○福祉サービスの質の向上のため、組織目標と目標達成に向けた事業計画と職員研修計画の連携が必要です。 ○今後は定期的に内容の評価と見直し、報告書などの記録の作成を期待します。		
19	Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<コメント> ○ホーム長による新任職員等への研修（職場内外）がされています。職員一人ひとりについて、教育・研修の機会を確保し、育成を進めています。 ○勤務シフトの問題で集合研修は難しいことから、オンライン研修などで研修機会に配慮しています。また、ホーム長により各職員の技術水準や知識、技術水準が把握されています。 ○職員数が少ないため階層別研修や職種別研修の実施までには至っていません。職員の教育・研修に関する育成計画が求められます。職員の技術水準に応じた研修計画など今後の取組を期待します。		
Ⅱ－２－（４）実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
<コメント> ○事業所側では利用者の個人情報保護や少数の利用者との関係性で不安があり、実習生受け入れに至っていません。 ○福祉の人材を育成と福祉サービスに関わる専門職の研修・育成協力は、事業所の社会的責務の一つです。組織としての姿勢が明確にされることを期待します。 ○専門職の育成という要請に応えることを期待します。実習生等の福祉サービスに関わる研修・育成について基本的な姿勢を整備し、育成プログラムの作成を期待します。		

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ－３－（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> ○利用者や関係機関との関係で情報が提供されています。ホームページの活用で事業の運営状況の一部が示されています。財務状況の公表は現在、検討中です。 ○福祉事業では公費部分があり、運営の透明性が求められます。経営する社会福祉事業に関して、対外的に情報の提供を期待します。 ○事業や財務等に関する情報を公開することは、福祉サービスを実施する主体としての説明責任でもあります。今後の取組に期待します。		

22	Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> ○職員の事務分掌・職務表など整備されてあります。事業所における事務、経理、取引等に関するルールや職務分掌による権限・責任等は口頭での説明をしています。今後は法人やホームの経理規定などについて、周知と文書の保管が求められます。 ○内部監査や外部監査の制度が法人にあり、定期的実施されています。法人管理のため、今回の評価調査では記録がなく、法人本部で行われた内容確認は個別ホームに監査結果がなく確認できませんでした。		

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ－４－（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント> ○現在は地域交流への取組は少ない状態です。利用者が地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、利用者の活動範囲を広げるための大切なプロセスです。地域での交流や地域への貢献の検討を期待します。 ○職員は自治委員になり、地域の清掃に関わる等の活動をしています。援助ホームの持つ機能である子ども支援や家庭支援など専門分野で地域貢献をされることを期待します。		
24	Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<コメント> ○地域の人々によるボランティア活動は、地域と事業所をつなぐものとして位置づけられます。事業所の特性を生かして、ボランティア等の受入れを検討・実施することが求められます。 ○多くの事業所が、さまざまなボランティアの受入をして、利用者支援を広げています。現在、当援助ホームにはボランティア受け入れのマニュアルや方針が作成されていません。今後の整備を期待します。		
Ⅱ－４－（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ－４－（２）－① 事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント> ○利用者によりよい福祉サービスを実施し、退居後もサービスの継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携が必要となります。 ○日々の支援会議などで話し合いや関係機関との協力はされていますが、ハローワークや医療機関をはじめとした地域における社会資源のリスト化や職員との文書での情報共有を期待します。		
Ⅱ－４－（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
<コメント> ○地域ニーズを把握するため、法人内で九州や山口県などの援助ホームとの運営や支援での連携会議が行われていますが、具体的な取組は今後の課題です。 ○現在は地域や近隣住民との交流機会が少ないので、地域課題の把握や取組を期待します。組織が持つ機能（子ども支援）を地域に還元したり、豊富な相談対応機能や子どもの生活支援などで地域貢献されることを期待します。		

27	Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> ○高齢化の進んだ地域には課題も多く、ホーム長が地域自治委員となって地域活動やゴミ捨場の改善や地域活性化に協力しています。子どもの生活支援では久留米市の支援団体やファミリーホーム、児童養護施設と連携をしています。 ○地域の防災や関連災害対策などでの地域の福祉的支援への取組を期待します。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ－１－（１）利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> ○理念や基本方針、倫理規定に示された「子どもの権利の尊重」を実現するために年３回職員対象に人権チェックリストを作成してホーム長に提出しています。 ○ホーム長はチェックリストの分析で標準的な実施方法がされているか確認しています。 ○利用者の成長に合わせた意思決定の尊重等について、定期的な職員研修や個別ケース会議で取り組んでいます。		
29	Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
<コメント> ○事業所では倫理規定や職員チェックリストを基に職員研修が行われています。 ○利用者は個室で生活しています。各人の生活スタイルに応じたプライバシーを尊重した環境となっています。 ○利用者の権利の尊重を進めるために「生活の手引き」作成などプライバシー保護規定を整備されることを期待します。		
Ⅲ－１－（２）福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ－１－（２）－① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> ○福祉サービスの内容を利用者にわかりやすくした援助ホームのパンフレットやホームページがあり、理念や支援内容が示されています。利用者への情報提供に努力しています。 ○利用者に支援の状況や内容を分かりやすくするために写真や絵を入れています。 ○施設利用の希望者には事前見学や面談を行っています。利用者支援の関係機関と協議して、利用者の自己決定を尊重した支援をしています。		
31	Ⅲ－１－（２）－② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント> ○福祉サービスの内容が、利用者に理解できる情報提供であることが重要なので、サービス開始時に理解しやすい資料の工夫と対応が行われています。 ○サービスの内容変更時には、利用者本位の自己決定を尊重しています。内容変更に当たっては、利用者の権利擁護視点からの職員研修を期待します。 ○意思決定が困難な利用者等への配慮に関するルール等を、職員等と検討されることを期待します。		

32	Ⅲ－１－（２）－③ 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> ○利用者の退去後の生活支援で不利益が生じない対応が必要です。連続した支援の継続のために有効な文書などを交付されることが重要です。 ○退去後の生活の安定のために支援機関との連携などをされ、利用者の同意のもと、関係者への情報提供や支援での連携を期待します。 ○利用者が退去後も行政や関係機関、他の事業所等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やさらにネットワーク構築を期待します。		
Ⅲ－１－（３）利用者の満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ－１－（３）－① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント> ○利用者満足に関する調査として食事アンケートを取っています。満足度調査の一環として「児童アンケート」をとる計画があり、今後の検討や実施も期待されます。 ○個別支援が原則のため、集団活動的となる利用者会を作る予定はありませんが、利用契約書に記したホーム長との面談を通し、満足度を把握しています。把握した結果を分析・検討する仕組みの充実が望まれます。		
Ⅲ－１－（４）利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント> ○意見箱の横に専用の意見記入用カードを準備しています。記入用カードには自由記載欄の他に「あなたが書いた内容で、大人にしてほしいことにチェック☑をつけてください」と記載されており、具体的なリアクションの方法が示されています。 ○苦情解決第三者委員会を設置し、年に１度は広報誌で開催状況や内容を報告しています。 ○利用者が容易に相談をしたり、意見を述べやすいような工夫の一つとして、ＱＲコードを読み取ってスマホで苦情相談の受付ができる仕組みがあります。		
35	Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b
<コメント> ○相談や意見を述べる際は、事業所の職員のみならず、他エリアの職員や会社の取締役や監査役なども対応することを説明したチラシを作成しています。 ○チラシは玄関や共用トイレなどにも掲示しています。 ○借り上げの民家で事業所内のスペースが限られていることもあり、専用の相談室などを設けることは難しい現況ですが、必要に応じて外部スペースの活用なども期待します。		
36	Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> ○事務室の扉は常に開放し、いつでも相談や意見を述べに来訪して良いことを利用者へ伝え、意見や要望や提案などの聞き取りに努めています。 ○利用者から寄せられた意見には速やかに対応し、広報紙へ掲載するなどして報告しています。 ○計画されている「児童アンケート」を実施したり、意見箱を積極的に活用する工夫をしたりするなど、利用者の意見を多角的に把握する取り組みを期待します。		

Ⅲ－１－（５）安心・安全な福祉サービスの実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント> ○事業所におけるリスクマネジメントに関する責任者はホーム長となっており、エリアやブロックを横断する会議でも情報を共有し、改善策・再発防止策について話し合う機会を持っています。 ○利用者が常用する内服薬の管理は、自立援助の観点から原則として利用者本人の役割とし、職員は必要に応じて服薬介助を行います。また、包丁やハサミなどの刃物類の管理は、職員が保管し必要に応じて貸し出しを行っています。 ○安全確保や事故防止について、職員に対する具体的な研修の実施が望まれます。 ○相談体制や受付マニュアルの整備が同様に期待されます。		
38	Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<コメント> ○新型コロナが五類へ移行したことから、感染症対策としては季節性インフルエンザなどに対する、一般的なもの（人にうつさない・予防する等）となっています。 ○感染症の予防策と感染症発生時の適切な対応を図るため、マニュアルを整備し職員に周知徹底することが求められます。 ○感染症の予防・対応マニュアル作成にあたっては、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成され、定期的な見直しの仕組みも盛り込まれていることが望まれます。		
39	Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント> ○県の基準により、消火設備として消火器を設置しています。防災備蓄品の整備を行っています。 ○利用者の特性から、防災訓練（避難訓練）への参加が難しく、必要な訓練に十分に組み合っていない状況があります。 ○事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に取り組み、発災時の支援継続や、個々の利用者に合わせて安全確保の体制づくりが求められます。		

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ－２－（１）提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ－２－（１）－① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが実施されている。	b
<コメント> ○職員マニュアルは初版が２０２５年５月１日に策定されたばかりで、初期運用の途中です。現在は現場からのフィードバックを収集し、見直しを行う期間になっていますが、マニュアルについて集まって話をする機会を持つのは難しく、面談の時に聞く程度になっています。 ○アセスメントについて手法や理解を職員へしっかりと伝え、支援の質の向上と均質化を図ることが望まれます。職員の多くが利用者よりたくさんの社会経験をしている事を活かしたり、協調性を示したりしながら援助にあたることが望まれます。		

41	Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<コメント> ○「標準的な実施方法」が示されている職員マニュアルについて、2025 年 5 月 1 日に発行された初版を試行中の段階であり、見直しを重ねて今後充足していく予定です。 ○現在は月 1 回程度、オンラインのブロック会議で現場職員からのフィードバックを収集しています。 ○「標準的な実施方法」の策定に向け取り組んでいるところですが、2026 年 4 月 1 日に予定されている第 1 回本改訂までに「標準的な実施方法」の確立が期待されます。PDCA サイクルによる質の向上と継続的な組織的な取り組みが組織的に行われることを期待します。		
Ⅲ－２－（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
○児童養護施設と異なり、情報がほとんど来ないため、必要に応じて児童相談所に来訪を依頼し、情報を収集しています。心理判定については本人の了承がないと開示ができないため、場合によっては本人同意を取って開示してもらいます。 ○アセスメント手法についても策定中で、大学教員が作成したアセスメント様式やホーム長が以前使っていた様式や手法を用いて、試行錯誤しているところです。 ○定めた手順と様式に拠る適切なアセスメント手法を用い、利用者に理解できる目標として自立支援計画の策定が行われることが期待されます。		
43	Ⅲ－２－（２）－② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<コメント> ○自立支援計画の変更がある時には、児童相談所との面談などを行っています。 ○自立支援計画の策定にあたっては、利用者本人との面談から得た意向を大事にしています。 ○自立支援計画の評価・見直しにあたって、十分に支援出来ていない内容や課題が明確にされ、PDCA サイクルが継続して実施できるよう、取り組んでいくことが望まれます。		
Ⅲ－２－（３）福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<コメント> ○業務の記録はじどうオリジナルのアプリで行っています。 ○記録内容や書き方に差異が出ないよう、職員会議などで見直しを図っています。 ○情報の伝達はビジネスチャットアプリのチャットワーク（無料版）を使用し、共有しています。相手が確認したら「リアクション」をしてもらい、正確に確実に情報伝達を図るようにしています。利用者のプライバシーに関わる情報は載せず、「オリジナルアプリを見てください」といったように、情報伝達の深度に配慮しています。		
45	Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	c
<コメント> ○個人情報保護規定について、利用者の個人情報保護規定に関し、現時点で詳細版が見当たらず、提示がありません。法人の方でも個人情報保護に関する特段の規定が見当たらず、提示がありませんでした。 ○個人情報保護規定を早急に策定し、個人情報保護と情報開示の２つの観点から、早急に管理体制を整備することが強く求められます。 ○個人情報保護規定が策定された後は、職員に対して理解と遵守を推進し、利用者に対しては改めて個人情報の取り扱いについて説明することが期待されます。		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A－1 利用者の権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A－1－（１）利用者の尊重		
A①	A－1－（１）－① 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮している。	a
<コメント> ○体験利用の案内も行っていますが、実質は一時保護扱いでの受入となります。「今よりはまし」という判断で利用を開始する利用者もいます。職員へは「本人の意思決定に基づいて、ここへ来ている、というのは制度上のことで、本人の希望で来ている人はいない」「ルールが守れることのほうが少ない。このルールを守れることが社会に馴染んでもらう目的」である、ということを理解してもらうよう話しています。 ○できるだけ体験をしてもらうよう努めています。自己決定が相反するとき、なぜそのようになったかを本人にもう一歩近づき、「何かを決めなければいけない時はホーム長が決めるから、深めてほしい」と言っています。 ○本人が決めたことを尊重しています。本人の意思を決定する際、情報を与える量が少ないと判断もできにくいため、情報は適時提供するようにしています。		
A②	A－1－（１）－② 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<コメント> ○利用者の権利擁護について、規定やマニュアル類の文書化、明文化への取組が望まれ、充足と整備が求められます。 ○職員への理解促進を図るため、職員に対する研修や具体的な検討の機会を設けるなど、利用者の権利擁護に関する取組が期待されます。 ○利用者の思想・信教の自由について、配慮し保障されています。		
A③	A－1－（１）－③ 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援している。	a
<コメント> ○自分が大切にされるという体験を通し、自らの持つ権利について理解してもらうよう取り組んでいます。 ○利用者には「言いにくい事や断られるかもしれない事だけど相談にくるように」と伝えていきます。体験や関わりを重ねて、相手のことに気づき、他者を思う気持ちを育めるよう援助しています。 ○職員へは本人の課題や問題を含めて、利用者自身を知ってもらうことが、理解するために大事であると伝えていきます。「あなたの人生観は要らない、相手が考えて選択できるようアドバイスを３つ以上だす」等、ケース会議やケースの資料作りの折りなどに伝えていきます。		
A④	A－1－（１）－④ 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしている。	a
<コメント> ○親の犯罪や死亡などをどのように伝えていくか、悩ましいこともあります。原則として「情報は本人のもの」なので、可能な限り確認した事実を伝えるように努めています。 ○本人に確認し、同意があれば従前所属の施設へも訪問して聞き取りをします。 ○述べる権利や伝えてほしくない権利もあるため、児相に相談することもあります。大事な視点として捉え、誰が、いつ、どのように伝えるかなどを考慮し、職員間で共有しながら取り組んでいます。		

A－１－（２）被措置児童等虐待の防止等		
A⑤	A－１－（２）－① 利用者に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<コメント> ○スタッフへの研修や学習は行っていますが、児童養護施設における人権擁護チェックリストのようなツールはありません。自己覚知を促し、利用者の権利を擁護する意識を醸成するためにも、今後の導入について検討が期待されます。 ○利用者に対する不適切な関わりがあった場合について、就業規則や運営規程等の規程に厳正な処分を行う仕組みが明記されることが求められます。 ○利用者自身が自分を守るための知識や具体的方法について学ぶ機会を積極的に設け、利用者自らが訴えることが出来るよう、働きかけていくことが期待されます。		
A－１－（３）主体性、自立性を尊重した日常生活		
A⑥	A－１－（３）－① 利用者自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう支援している。	a
<コメント> ○利用者が主体性を持って自らの生活を営んでいくため、基本的には本人と話し合っています。まずは本人へ「どうしますか？」と意思確認をし、答えがないときには「これからあなたが社会に出ていく訓練として、やっていくこと」をステップ式に具体例を伝えていくようにしています。 ○利用者へは「悩んだり抱えこんだりするのが苦手な人は多く、苦しんでいる人も多々みられる事」などを説明し、課題解決に向けて働きかけています。 ○倫理綱領や法人理念を毎月輪読していますが、時々読む場所の担当を変えて、それぞれ理解出来ているかの確認を行っています。		
A－１－（４）支援の継続性とアフターケア		
A⑦	A－１－（４）－① 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合ったうえで退居を決定している。	b
<コメント> ○退去を見据え、リービングケアとして基本的生活習慣や生活技術の獲得に働きかけていますが、特に金銭の管理については困難があります。退去後も活用できる制度や、地域の関係機関といった社会資源との連携や協働を更に推進することなどが期待されます。 ○退去後の相談はできますが、実際に支援できる資源などを可視化し、渡せる資料として整備することが望まれます。		
A⑧	A－１－（４）－② 利用者が安定した社会生活を送ることができるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。	a
<コメント> ○退去後の孤立を防ぐため、毎月の近況をスマホの通信アプリで訊ねています。 ○アフターケアの対応については人員の問題もありますが、退所者の訪問の受け入れや、場合によっては食事や宿泊の提供も可能な限り対応します。 ○アフターケアための予算はまだ弱く、もともと生活が安定のしにくい子達がホームに来ている事情もあります。会社独自にアフター支援の担当課設置の計画がありますので、今後の取り組みに期待します。		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑨	A-2-(1)-① 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っている。	a
<コメント> ○スタッフへは「気持ちの汲み取りは面談場面においてだけでなく、日々の観察や配慮によって繋がっていく」ことを伝え、実践に取り組んでいます。 ○「受け入れている」「解っている」の気持ちだけにならない、「支援者だけの視点で考えたり判断したりしない」、「昨日はこうだったから、今日もこうと決めつけない」ようにしています。いつでも相談しやすいよう、スタッフルームの扉は常時開放状態となっています。		
A⑩	A-2-(1)-② 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	a
<コメント> ○児童相談所の心理所見なども用いてアセスメントを行い、一人ひとりの発達段階や抱えている課題を理解しながら支援しています。 ○子どもの動きや見た目で判断し決めつけるのではなく、何が基となってその行動となっているのかを理解するため、もう少し様子を見たりケースを見たりするようにしています。 ○ここは「失敗してもいいよ」と、受け入れてくれる場所であると、子ども達の認識を促しており、警察や児相の求めがない限り、管理や束縛は行いません。		
A⑪	A-2-(1)-③ 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切に、利用者が自ら判断し行動することを保障している。	a
○自立援助ホームの本分として一番大切にしているのは、利用者自身の持つ力を信じ、自らが判断して行動する事を見守り支えるという姿勢です。 ○本人が考え、悩みを抱えたり躓いたりしていく成長の過程を大事にしています。必要以上の制止や指示は行わず、本人自身の主体的な取組を待つことも、必要と捉えています。 ○本人の行動に変化があった時に、良い行動へは具体的な言葉で評価し、強化を図るなど取り組んでいます。		
A⑫	A-2-(1)-④ 生活の営みを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。	b
<コメント> ○個々の利用者から、職場で起こったことや人間関係などの話を聞く中で、愚痴などをきっかけに組織や周囲の人などへの対応方法などを伝えています。 ○ネットやSNSに関する知識はゲームなどをする利用者の方が詳しい事もありますが、逆にスタッフ側から質問したりすることで、関係性を深める一助になっています。 ○地域生活で何が行われているかを知る一環として、利用者を地域の清掃活動などに誘うことがありますが、参加ははかばかしくありません。社会規範や社会常識を習得し、社会性を身につけるためにも、他の方法や活動参加の検討が期待されます。		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。	b
<コメント> ○食事の提供時間は各利用者の生活時間に合わせ、幅を持たせた設定にしています。摂食の際は独りになることが無いよう、スタッフが食事の時間を共有したり、話しかけたりして美味しく楽しく食べてもらえるように取り組んでいます。 ○嗜好調査（年に1度）を行っていますが、食べたいもののリクエストは随時受け付けており、献立に反映させています。 ○献立や調理については、経費の関係や職員個々の技量の差によって影響もみられます。栄養バランスの向上に工夫が望まれます。		

A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。	a
<コメント> ○洗濯機はルールに従って自由に使えるように準備しています。衣類の紛失やトラブルも無くなってきています。清潔でTPOに併せた衣服着用への支援が届いていると感じます。 ○何度か面接で不採用となった利用者へ「もしかしたら服装も関係あるかも？次回は印象が変わるようなもので挑戦してみてもは」等、助言したりします。 ○自己表現の1つとして個性を尊重すると共に、社会人であることを意識して身だしなみを整えることも大切にしています。		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(3)-① 居室等事業所全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	a
<コメント> ○「隣室からの音が気になる」と利用者からの意見を聞き取り、改善策を協議した結果、防音シートを施工し対応を行っています。その他にも破損箇所が発見された場合は、生活環境の快適さを維持するため、随時対応しています。 ○利用者一人ひとりに個室を提供し、くつろげる空間として各自に管理してもらっています。生活技術獲得のため、整理整頓や掃除への援助や指導を行っています。 ○借家ですが庭付き一戸建であることから、庭に樹木や草花が豊かに植わっています。大家さんのご厚意で、定期的に植栽が手入れされ、緑豊かな環境が整えられています。		
A-2-(5) 健康管理		
A⑯	A-2-(5)-① 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。	a
<コメント> ○自身を健康で健全な状態に保つことも、自立した生活を送る上で重要なスキルの1つであることから、健康管理については常に話をしています。 ○基本的に受診は各自で行っていますが、必要な時には受診支援も行います。利用者のかかりつけ医を把握しており、特別な配慮が必要な場合は、医療機関と連携して、日頃からの観察や対応を行います。 ○身体的な側面のみならず、心理的な部分からの身体的不調にも配慮し、業務日誌の引き継ぎ等で職員間の周知を図っています。		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<コメント> ○「男性だから女性とどう付き合っていくか」というより、「人として人とどう接していくか」を理解し、成長して欲しいという思いがあります ○生育歴の聞き取りはその子を理解することや、再発予防のために必要ですが、デリケートな部分もあり慎重に行っています。これまでに生得した悪い文化（男尊女卑、DV、性的加害・被害等）を継承しないように留意しています。 ○他者の性を尊重し、思いやりのある心を育む為にも、性について年齢・発達状況に応じたカリキュラムを用意し、正しい知識や関心が持てるよう活用していくことが望まれます。		

A-2-(7) 行動上の問題への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 利用者の暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、組織全体で適切に対応している。	a
<コメント> ○行動上の問題の発生を予防するための1つとして、利用者に鍵付き個室を提供しています。もし行動上の問題があった場合、問題があった利用者にとって個を守れる場所となり、周囲の利用者にとっては安全を担保できる場所となります。 ○いわゆる「問題行動」も、本人にとっては理由があるから起こるものであるため、問題行動自体についての評価に終始しないようスタッフに徹底を図っています。ケース会議で記録を振り返り、どのように対応したら良いかを話し合います。 ○ホーム長自身のケアに対する考え方を説明する機会を持ち、まず問題行動を起こさないよう配慮して対応しています。		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑲	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な利用者に対して心理的な支援を行っている。	a
<コメント> ○利用者の行動面を理解するにあたり、心理的側面の理解も無くてはならないと捉えた上で、ケースの検討を行っています。 ○近隣の児童養護施設より月に1度、心理士に来所してもらい、児童面談やスタッフとの交流の時間をとって、情報を共有しています。 ○心理職やホーム長が随時SVを行っています。今後は外部の専門職支援も導入予定です。		
A-2-(9) 社会生活支援（進路支援、社会経験等）		
A⑳	A-2-(9)-① 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<コメント> ○最善の利益にかなった進路の選択と決定が、自分自身で行えるよう、必要となるべき情報を収集し、提供を図って支援しています。選択のプロセスにおいては相談や話し合いを行っています。 ○本人に進学の意思が認められた際には、児相と連絡を取りながら環境調整や面談などを実施しています。 ○経済的負担も考慮し、本人自身にも奨学金などについて調べてもらいながら、他の支援制度についても調査し支援を整えていきます。		
A㉑	A-2-(9)-② 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	b
<コメント> ○就労希望で入居を開始した利用者に学習意欲がみられた場合、意図して個別に高校あるいは大学の進学を個別に勧めています。 ○高校の選択にあたっては、主体性を大事にしながら個別の学力や学習サポートを鑑みて、選んでいます。更に進学するために本人の希望と意思があれば、通塾費用の支出も検討する予定です。 ○今後は学校や担当教師との連携を深め、個別的な学習支援の検討も期待されます。		

A ㉒	A－２－（９）－③ 自立に向けて就労支援に取り組んでいる。	b
<コメント> ○採用後の就労継続について、本人の頑張りを認め、労をねぎらう中で、愚痴なども受け止めながらモチベーションの持続や昂揚を支援しています。 ○自立支援計画を踏まえ、本人とも定期的に振り返りを行っています。職場での人間関係や組織内での働き方などの情報も聞き取りながら、助言や情報提供を行い、就労を継続できるようエンパワメントを高めるよう努めています。 ○新規開所の事業所のため、地元や土地に昔からの知り合いや知己が少なく、職場開拓や地域への理解促進などの働きに困難さを感じています。本体組織が埼玉にあり、農福連携事業を立ち上げたものの、雇用を生み出すことはまだこれからの予定です。市の商工会議所の福祉関係部会や地域商工会などの活用も、検討が期待されます。		
A ㉓	A－２－（９）－④ 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。	b
<コメント> ○金銭の扱いは基本的に自己管理です。就労で得た金銭は自分自身で使い方を考える事になっており、月に一度の面談の中でヒアリングや助言をしていますが、貯金をしたり、長期的な計画をたてて使用方法を考えたりという方向へ導くことの困難さを感じています。 ○自身の労働で得た対価を浪費することも、ホーム利用中であれば失敗体験のひとつとして保証されます。失敗の経験を糧にすることが出来るよう、次はどのように行動するべきかを、共に考えるようにしています。 ○経済観念の確立は社会生活を送る上で習得すべき生活技術の基本ともなるべきものです。社会において経済的破綻を迎えることは、生活ばかりかその他の関係性の維持も困難になりかねないため、より利用者の状況に応じた金銭管理や計画的な経済観念の醸成について、援助方法の工夫と検討が望まれます。		
A－２－（１０）家族とのつながり		
A ㉔	A－２－（１０）－① 本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。	a
<コメント> ○家族との交流の在り方については、全利用者に個別面談を行って意向を確認しています。原則として児童相談所とも利用者の意向を共有し、意向に沿うように支援しています。 ○家庭復帰の希望があった利用者については、児童相談所内においてケース検討会や利用者と保護者を交えた話し合いを実施し、必要に応じて関係性調整の支援を行っています。 ○家庭復帰を希望しない利用者、家族と会いたくなかったり、交流を持ちたくなかったりする利用者については、本人の意向と状況を確認し、児童相談所の協力を得てブロック支援をしています。		